

令和5年度

農業振興支援事業のご案内 (高島市)



【こんなときに使えます】

1. 高島野菜生産振興事業	水田や畑地で継続して販売用野菜を生産する場合 機械を借りるなどして水田の排水対策を実施する場合
2. たかしま野菜等生産拡大事業	パイプハウス整備、果樹新植改植、野菜栽培機械を導入する場合
3. 学校給食野菜供給拡大事業	学校給食用の野菜を給食センターに納品する場合
4. オリーブ産地化促進事業	オリーブの苗木を15本以上植栽する場合
5. 耕畜連携土づくり事業	家畜排せつ物の堆肥を田畑に散布する場合
6. 農薬飛散低減対策事業	病害虫防除協議会が水稻の共同防除で豆粒剤等を使用する場合
7. GAP認証取得支援事業	国際水準GAPの認証取得をする場合

※各種補助金等については、いずれも市の予算の範囲内で交付するものです。

また、補助申請から補助事業実施までは1か月以上の期間が必要ですので、補助を検討される方は、お早めにご相談ください。

【 問い合わせ先 】

高島市農業政策課 (☎0740-25-8511) 高島市農業再生協議会 (☎0740-25-8185)

レーク滋賀農業協同組合 今津営農経済センター (☎0740-22-4545)

//

安曇川営農経済センター (☎0740-32-1260)

1. 高島野菜生産振興事業

お問い合わせ先：高島市農業再生協議会

①野菜生産拡大事業

水田等を活用し、あらかじめ3年間の生産計画を立てて販売用野菜を生産する場合、新たに取り組む面積に応じて助成します。

(過去に助成金を受けた方でも、栽培面積を拡大して生産する場合は対象になります)

- 水田野菜、畑作野菜のいずれも“は種前”に申請してください。
- 実績報告時には、販売先の販売証明書等が必要となります。
- 同一ほ場で2作以上生産する場合は、2作までが対象となります。



【水田野菜】

【助成要件】……………販売を目的に、継続して水田で野菜を生産すること。
新規に取り組む方は前年度から3年間で3a以上の拡大を行うこと。
過去に助成を受けた方は、助成対象となった面積から3年間で3a以上の拡大を行うこと。

【助成単価】……………年間30,000円/10a(上限額60万円/年)

【助成対象者】……………農業者(個人・団体を問わず)、就労支援を行う団体等

【対象作物】……………販売用野菜(全般)

ココが変わった! **Check!**

新規の方も3a以上の拡大から対象になりました!
また、毎年の拡大要件がなくなりました!

【畑作野菜】

【助成要件】……………販売を目的に、継続して畑地で野菜を生産すること。

【助成単価】……………1~2年目:年間5,000円/10a(上限額10万円/年)

3年目:年間20,000円/10a(上限額40万円/年)

【助成対象者】……………農業者(個人・団体を問わず)、就労支援を行う団体等

【対象作物】……………販売用野菜(全般)



ココが変わった! **Check!**

3年目は20,000円/10aになりました!
また、販売用野菜であれば、すべて対象となりました!



②水田畑地化対策事業

排水対策専用の機械を活用し、販売用野菜の生産を含む水田の乾田化を行う場合、経費の一部を助成します。

【対象経費】……………販売用野菜1a以上を含む畑作物栽培用農地に、機械を使って排水対策を行う場合における機械借上料や、作業委託料

【助成金額】……………総事業費における自己負担額の1/2以内(上限額1,500円/10a)

【助成対象者】……………農業者(個人・団体を問わず)、就労支援を行う団体等



ココが変わった! **Check!**

販売用野菜1a以上が含まれていれば、**麦・大豆・そば**などの畑作物のための農地にも使えるようになりました!

2.たかしま野菜等生産拡大事業

お問い合わせ先：高島市農業政策課

野菜等園芸作物の周年栽培のためのパイプハウスの整備や、果樹全般の苗木の新植や改植を行う場合、その費用の一部を補助します。

パイプハウスの整備・先進技術導入

- ① 1棟 **50㎡以上**のパイプハウスを新たに整備し、栽培規模を拡大する場合、費用の一部を補助します。（ただし、水稻の育苗ハウスやハウスの更新は対象外です。）
- ② パイプハウス内で少量土壌培地耕等の先進技術を導入する場合、費用の一部を補助します。

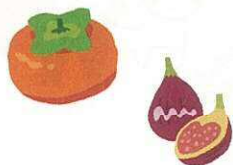


【補助対象者】……農業者（個人・団体を問わず）等

【補助率】……総事業費における自己負担額の1/2以内

（補助上限額①3,750円/㎡、②2,500円/㎡、限度額①②とも各150万円/事業主体）

果樹の新植・改植



産地としての定着を目的に行う1か所**5アール以上**の果樹全般の新植または改植を行う場合、費用の一部を補助します。

【補助対象者】……農業者（個人・団体を問わず）等

【補助率】……総事業費における自己負担額の1/3以内

（補助上限額：100円/㎡）

野菜栽培機械の整備

野菜栽培機械の導入にかかる費用の一部を補助します。

【補助対象者】……農業協同組合、農業者で構成する団体

【補助率】……総事業費における自己負担額の1/2以内

（限度額：50万円/事業主体）

3.学校給食野菜供給拡大事業

お問い合わせ先：高島市農業政策課

学校給食センターに野菜を提供する農業者を応援します！

野菜を継続的に生産する農業者を応援し、学校給食への供給拡大を図るため、学校給食センターに納品した野菜の量に応じて補助金を交付します。

【補助要件】……野菜を生産し、学校給食センターへ供給すること。

【補助単価】……10アール当たり30,000円以内

（供給した野菜の重量をもとに、面積に換算します。）

【補助対象者】……農業者（個人・団体を問わず）等

（例）玉ねぎを年間1回作付し400kgを学校給食センターへ供給した場合

$400\text{kg} \div 1,864\text{kg} \times 30,000\text{円} \div 6,430\text{円}$ （10円未満切り捨て）
（総重量）（基準単収10a当り）



4.オリーブ産地化促進事業

お問い合わせ先：高島市農業政策課

鳥獣被害を受けにくく、付加価値の高いオリーブ栽培を推進するため、苗木の購入にかかる費用の一部を補助します。

【補助金額】……苗木購入費用の2/3以内（補助上限額5千円/本）を補助します。

【補助対象者】……産地としての定着を目指し、15本以上（5a）の苗木をまとめて購入し、新植する者（団体・企業を含む）



5.耕畜連携土づくり事業

お問い合わせ先：農業協同組合営農担当
高島市農業政策課

資源循環を図るため、畜産農家と耕種農家が連携し、家畜の排せつ物から生産された堆肥を田畑に散布した場合、その散布面積に応じて助成金を交付します。

【助成単価】

堆肥散布面積に応じて、10アール当たり3,000円を助成します。

（経営所得安定対策の耕畜連携助成対象水田は対象外です。）

【助成対象者】……農業協同組合



6.農薬飛散低減対策事業

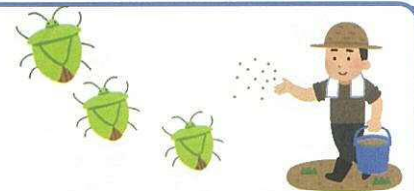
お問い合わせ先：
病虫害防除協議会事務局（農業協同組合内）
高島市農業政策課

各病虫害防除協議会が行う水稻共同防除において、農薬の飛散を防止するために豆粒剤・粒剤農薬を使用する場合、その防除面積に応じて助成金を交付します。

【助成単価】

豆粒剤・粒剤農薬防除（水稻のカメムシ防除）面積に応じて、10アール当たり1,000円を助成します。

【助成対象者】……病虫害防除協議会



7.GAP認証取得支援事業

お問い合わせ先：高島市農業政策課

市内農産物の安全確保を図るため、国際水準GAP認証取得にかかる経費の一部を補助します。

GAP 認証取得支援

【補助要件】……国際水準GAP（GLOBALG.A.P、ASIAGAP、JGAP）認証の取得

【補助金額】……総事業費に対し、以下の上限額の範囲内で補助します。

	GLOBALG.A.P	ASIAGAP	JGAP
上限額	295千円	150千円	130千円

【補助対象者】……農業者（個人・団体を問わず）等

【対象費用】……審査費用、コンサル費用、施設改修資材費用など

